

法務省民商第953号

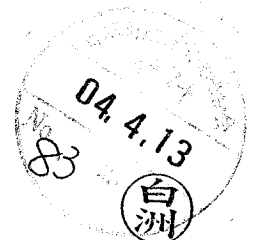
平成16年3月31日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成16年法律第22号）の施行に伴い、昭和39年3月11日付け民事甲第472号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、平成16年6月21日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙

第五十九条第一項中「書面」の下に「（法第百十三条の七第一項の規定による登記の申請にあつては、登記手数料額の表示を含む。）」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第百十二条第一項中「様式」の下に「又はこれに準ずる様式」を加える。

商業登記等事務取扱手続準則の一部を改正する通達新旧対照条文(案)

(傍線部分は改正部分)

商業登記等事務取扱手続準則(昭和三十九年民事第四百七十二号民事局長通達)

改正案	現行
<p>(申請書及び添付書類の受領証)</p> <p>第五十九条 登記の申請書及びその添付書類の受領証の交付の請求の場合には、これらの書類及び登録免許税額を表示した書面(法  <b>第百十三条の七第一項の規定による登記の申請にあつては、登記            手数料額の表示を含む。)</b>を提出させ、登記官が受付の年月日及            び受付番号を記載して押印し、これを交付するものとする。</p> <p>2 前項の受領証を交付した場合には、登記官は、受付帳に「受領            証交付済」と記録するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(還付通知)</p> <p>第百十二条 登録免許税法第三十一条第一項の通知は、附録第四十            九号様式又はこれに準ずる様式により還付通知書及びその写しを            作成し、その通知書を送付した者の所轄税務署長に送付して            するものとする。ただし、登録免許税法第三十一条第三項の規定            による再使用することができる証明をしたときは、この限りでな            い。</p>	<p>(申請書及び添付書類の受領証)</p> <p>第五十九条 登記の申請書及びその添付書類の受領証の交付の請求            の場合には、これらの書類及び登録免許税額を表示した書面を提            出させ、登記官が受附の年月日及び受附番号を記載して押印し、            これを交付するものとする。</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 申請を取り下げた場合には、第一項の受領証を返還させるもの            とする。</p> <p>4 前項の規定により返還を受けた受領証は、申請書類綴込帳の適            宜の個所に編綴するものとする。</p> <p>(還付通知)</p> <p>第百十二条 登録免許税法第三十一条第一項の通知は、附録第四十            九号様式により還付通知書及びその写しを作成し、その通知書            を送付した者の所轄税務署長に送付してするものとする。ただ            し、登録免許税法第三十一条第三項の規定による再使用すること            ができる証明をしたときは、この限りでない。</p>

2、  
3  
(略)

2、  
3  
(略)